

平成八年一月一六日

訴状（診療報酬請求事件）

原告訴訟代理人  
弁護士 山中邦紀

盛岡地方裁判所 御中

訴訟物の価額 二七五〇円  
貼用印紙額 五〇〇円  
予納便券 一万円

当事者の表示

〒〇二〇 盛岡市山岸一丁目二番四六号  
原告 外川 正  
〒〇二〇 盛岡市山岸一丁目八番一八号  
右訴訟代理人弁護士 山中邦紀  
〒一〇五 東京都港区新橋二丁目一番三号  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
右代表者理事長  
北郷勲夫  
（被告の送達場所）  
〒〇二〇 盛岡市志家町一〇番三五号  
岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所

請求の趣旨

- 一 被告は原告に対し二七五〇円及びこれに対する本訴状送達の日より支払済みに至るまで年五分の割合の金員を支払え。
  - 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決、並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 一 原告について
  - 1 歯科医師（歯科医籍登録第六三一九一号）であり、昭和五五年七月より、肩書住所に、外川歯科医院を開業し、歯科医療に携わっている。

2 岩手県知事から、健康保険法所定の保険医療機関の指定を受け、健康保険診療を行っている。

## 二 被告について

1 社会保険診療報酬支払基金法（以下、「基金法」という）によって設立された特殊法人である。

2 政府または健康保険組合などの（健康）保険者（以下「保険者」という）が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者（以下、「診療担当者」という）に対して支払うべき費用の支払をし、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

## 三 診療報酬の支払時期について

原告が健康保険を適用して診療した診療報酬について、当月分を翌月六日までに被告に支払請求し、被告はその翌月（診療月の翌々月）の一七日までに、当該診療報酬を支払うこととされている。

## 四 原告の診療報酬について

1 原告は、平成七年六月から平成七年八月にかけて別紙「診療報酬債権目録」患者氏名欄記載の患者に対して、歯槽膿漏症と歯牙実質欠損等の疾患について、歯周治療装置に係る処置を施した。そして原告は前項の取り決めに従って、被告の登記された従たる事務所である岩手県支払基金事務所に対して、右処置に関する診療報酬の請求を行った。

2 右歯周治療用装置はいわゆる「仮歯」の一種で、歯槽膿漏症に罹患し、しかも崩壊が著しい歯に装着される。その装着の目的は、歯を支持する組織の健康を維持することにあり、最終的に金属冠をかぶせるまでの間、当該の歯本来の形態と機能を回復し、歯の周囲組織に、食事や歯ブラシによる適切な刺激を加えることができる。同時に歯の噛み合わせが回復し、噛むことによる適切な刺激が、周囲組織に伝わり、右症治療の重要な助けとなる。

右装置そのものの外、その製作と接着に係る技術科を含んで、歯周治療用装置の診療報酬の対象となっている。

3 被告の岩手県社会保険診療報酬請求審査委員会は（基金法一四条、以下「審査委員会」という）は、原告の右報酬請求を否認していわゆる減点査定を行い、これに基づき被告は、同目録の未払金額欄記載の金額相当（減点点数に対して一点単価金一〇円を乗じ、窓口負担金を差し引いたもの）の診療報酬の支払いをしなかった。

減点事由は、原告の診療内容に関し右目録1の患者について、過剰と認められる手術同2、3の患者について、不適応、過剰、重複診療には当たらないが、別途不適当または不必要と認められる手術に該当する、というものである。

## 五 原告の再審査請求等について

1 原告は右減点査定について、右1の患者について同年九月八日付同2、3の患者について一〇月六日付各書面を右審査委員会に送付し、再審査を請求した。

2 これに対し審査委員会は、右請求を棄却し、同年一〇月一七日付「再審査の結

果について（通知）」なる書面を同年一月一日原告に送付して通知した。

右結果通知書によれば、三件共再審査結果は、「原審どおり」であり、その理由として、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」として平成六・三・一六保険発二五を引用している。

原告は、従来の取扱い、本件減点事由、厚生省が公けにしている歯科点数に関する基準にてらし、右棄却理由について疑義を抱き、棄却の結論に理解できない所があった。

これに関し、原告は、被告の岩手県事務所（前記送達場所）に問合わせたところ、対応した職員は、事務ではわからないので、審査委員会に問い合わせしてほしいとのことであった。

3 そこで、原告は右請求棄却の理由説明を求めて、同年一二月五日付面で、面接懇談を申し入れた。審査委員会は原告との間で、同月下旬、面談の日時を平成八年一月一日午後一時を合意しながら、これを実行しなかった。

#### 六 結論

1 原告の当該の診療行為は、歯科医学的に適切に患者に施されたものであり、同時に診療担当規則に従い適切に請求されたものであるので、被告はその医療行為について、定められた診療報酬を支払う義務がある。

2 よって、別紙目録記載の未払額三件の合計二七五〇円及び、これに対する各支払期の後である本訴伏送達の翌日から民法所定の年五分の割合の遅延損害金の支払いを求める。

3 おって、本訴請求に係る診療報酬金額は、小額であるが、減点対象となった診療行為は、しばしば行われているものであり、被告の本件のような「減点」運用は影響するところが大きい。

又再審査手続における棄却決定には、理由を付すべきこと、当然であるが、その記述は、それ自体明確且つ十分なもので無ければならない。原告は、面接懇談の機会に、理由の解明を得ようとしたが、これを果たすことができなかった。

以上、本訴に及んだ所以である。

#### 立証方法

口頭弁論において提出する。

#### 付属書類

資格証明書	一通
委任状	一通

#### 診療報酬債権目録

	患者氏名	診療月 (平成七年)	請求点数	未払金額 (債権額)
1	A患者	六月	一五〇点	一三五〇円
2	B患者	七月	一五〇点	一〇五〇円
3	C患者	八月	五〇点	三五〇円
			合計	二七五〇円

未払金額の算定は、請求点数に一〇円を乗じた金額から窓口負担金（いわゆる自己負担分）を1の患者について一割を、2、3の患者について三割を差引いて、なされている。